

令和 7 年度第 2 回長浜市環境審議会 議事録

1. 日 時：令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時
2. 場 所：長浜市役所本庁舎 1 階 多目的ルーム 1、2
3. 出席者：委 員 14 名出席、4 名欠席
事務局 8 名
市民生活部次長、環境保全課長、環境保全課長代理、
企画調整係長、企画調整係員、ゼロカーボンシティ推進室係長
ゼロカーボンシティ推進室係員
その他 4 名
政策デザイン課長、政策デザイン課長代理、企画経営戦略係長、
企画経営戦略係員
傍聴者 0 名
4. 議事（１）再エネ促進区域の設定について
（２）第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について
（３）特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について

5. 議事内容

○市民生活部次長あいさつ

○委員・事務局紹介

※欠席委員：山本ちすき委員、寺田優人委員、尾曾好彦委員、山本芳子委員

長浜市環境審議会の組織・運営、概要について事務局から説明

・会長の選出について

公立大学法人滋賀県立大学上河原献二委員を会長選出。

～異議なし～

・会長職務代理者の指名について

上河原会長からの指名により会長職務代理者にながはまアメニティ会議推薦の
瀧本登茂子委員に決定。

○協議事項

議長：一つ目の議題です。再エネ促進区域の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料 1－1、－2 に基づき説明＞

パブコメについて、1 件意見あり、こちらについて報告。

議長：事務局からパブリックコメントの結果報告をいただきましたけれども、何かご意見ございませんか。

A 委員：今回、促進区域として設定されるのは「建築物の屋根上」ということですが、今後区域施策編等において、どう設定していくのですか？

事務局：新潟市等のように市域を色分けして、抑制する区域、促進する区域等を設定している市もあるため、長浜市としても今後こうした設定を目指して検討を進めていきたいと考えています。今回は、その第一弾として、ひとまず建築物の屋根上について設定します。

議長：他に、何かご意見ございますか。

議長：それでは、区域については今後進めていく方向で、よろしくお願いいたします。
促進区域の設定についてはこのような形で進めたいと思いますけれども、今後、さらに再エネを促進していくにあたって、地域との共生の仕組みづくりについて議論したいと思います。議論のポイントについて事務局からご説明をお願いいたします

事務局：〈資料１－３、－４、－５に基づき、説明〉

議長：事務局からの説明について、ご意見等あれば、お願いします。

A 委員：促進区域の設定に向けて、レッドゾーン、グレーゾーン等の案について、意見を出し合うような協議会を設置するのですか。それとも、本環境審議会が協議会としての位置づけとなるのでしょうか。

事務局：協議会のような組織は別途必要かと思しますので、環境審議会の専門委員会含め、議論する場についても検討していきたいと考えます。

A 委員：促進区域として設定される場所について、屋根上であればどこでも良いのですか、都市計画区域を優先するなど、より詳細な条件がありますか。

事務局：用途や都市計画区域等、特に条件がある訳ではなく、建築物の屋根上であれば促進区域の対象となります。ただし、規制が緩くなる訳ではないため、景観条例等については通常どおり規制がかかります。

A 委員：全体的な方向性に対する意見ですが、促進区域の設定の際等において、抑制することのみを議論するのではなく、再エネ導入の地域へのメリットに関して、定量的に評価することが重要です。その上で、区域施策編における市としての導入目標とあわせて議論することが重要だと考えます。さらに、ポテンシャルはあるが、利用可能かどうか検討すると実際に導入できる場所はかなり減ります。また、利用可能だからといってすべての場所で導入される訳ではないので、優先順位をつけていくべきだと思います。

B 委員：太陽光発電の設置に関しては補助金もありますが、廃棄における支援や補助はありませんか。

事務局：撤去に関して現在、市として補助はありません。メガソーラーの場合、撤去費用も積み立てすることが義務化されるなど、制度化が進んでいます。撤去についても今後問題になる可能性もあるため、国等の動向や社会的な状況も注視していきます。

会長：滋賀県の作成された配慮基準についてぜひ参考にすると良いと思います。また、スコットランドなどでは国が基準を定め、開発事業者に対して、地元経済への地域貢献をしてもらうような仕組みを作っているため、そうしたことも検討できればよいと思います。

C委員：耐荷重の観点から、建築物にパネルを置かない方がよい場合もあると聞きます。また、耐用年数の20年程度のスパンで考えたときには処理についても考える必要があります。こうしたことを勘案すると、新築の際にパネルを設置するのが良いと思われるため、若い世代の家庭に考えてもらうことも大事であり、たとえば子育て支援とあわせて実施するとか、若い年代や親世代に丁寧に説明していくことが重要と思います。

事務局：耐荷重については確かに問題となりうると思います。また、長浜では雪も問題となります。屋根上以外にもペロブスカイト等、新たな技術も出てきているため、こちらも注視したいと考えています。

D委員：パネルには輸入品が多いと聞くため、廃棄の問題も考慮し、日本製の環境に優しいパネルの利用を促進することも考えていかれるのでしょうか。

事務局：安価で大量のパネルを設置する場合には海外製に優位性がありますが、国内メーカーによる製品も開発されているため、情報も収集しながら、施策に反映していきたいです。また、国内メーカーや地域貢献を行う事業には補助を上乗せすること等、促進区域の設定とあわせて、促進策を検討することも考えられます。

A委員：日本製のパネルという話もありましたが、維持管理を市内の事業者が担うことも地域にとっては重要です。調査した結果によると、6割ぐらいが地域外の資金による開発となっており、その分利益が地域外へ流出しています。設置や維持管理を地域内の企業が担えるような体制の整備も必要です。

議長：公共施設も数多くあるはずであるため、積極的な導入検討もお願いしたいと思います。他にございませんでしたら、次の議題にいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定について、事務局からお願いします。

事務局：〈資料2に基づき説明〉

議長：何かご意見ございませんか。特になければ、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の対策について、事務局から報告をお願いします。

事務局：〈資料 3 に基づき説明〉

議長：何かご意見ございませんか。

E 委員：もし、新たに見つかった場合、どこかに連絡しないといけないですか。報告前に処分していいですか。

事務局：見つかった場合、市環境保全課に連絡をお願いします。確認して、特定外来生物の被害かどうかを、判断し、クビアカツヤカミキリの被害であった場合は、対策について、説明・相談させていただきます。新たに被害が見つかった場合は、その近隣も確認しないといけないので、処分する前にご連絡をお願いします。市で判断できない場合は、県や樹木医にも相談させていただきます。

議長：そのほか、何かありませんか。なければ、環境審議会の議事を終了します。続いて、長浜市総合計画の素案について、政策デザイン課から説明がありますので、よろしくお願いします。

政策デザイン課：〈資料 4 に基づき説明〉

議長：何か質問はありませんか。

F 委員：今の基本構想の中や、7 つの輝きの 3、歴史自然観光の部分に、分野別計画として、環境基本計画や温暖化対策実行計画がありますが、本文には、環境についてしっかりと書かれていないという印象を受けました。

環境問題は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄などから影響が出てきて、生活する上で、それぞれの行動をどのように変えていくかが、求められていると思います。環境基本計画では、環境問題について、市民や事業所がどう対応していくかをはっきり謳っていて、地球温暖化対策の実行計画もそうだと思いますが、促進区域の設定についても、行動変容を促す長浜市の市民に対してのメッセージだと思っていて、そういう意味では、総合計画の基本構想の中にも、環境について、記載があったほうがいいと思います。

政策デザイン課：今回、限られた紙面の中で、記載する上で他の計画と重複する部分もあり、このような素案になっていますが、総合計画は、将来の姿というところもございますので、そこを踏まえながら、こういった形で表現していくか検討して参りたいと思います。

議長：私からも、社会の趨勢のところで「生物多様性の保全と気候変動対策」について、しっかり書いてありますが、それがこの輝きの方になると、反映されてないと感じますので、ご一考いただければと思います。

あと、細かいですが 今の、気候変動対策のところですが、パリ協定のあと、カーボンニュートラル宣言になっていますが、その間に、2021 年のグラスゴー合意で、世界平均気温の上昇を 1.5℃未満に抑える努力を追求する国際的な合意ができたというのが間にあるので、それを書いた方が、よいと思います。

その他いかがでしょうか。

なければ、これで、環境審議会を終わります。

事務局：先ほどありましたように来年度は、地球温暖化対策実行計画の改定ということで、年3回程度、開催を予定しております。

8月ごろに第1回の開催を予定しておりますので、また、ご連絡をさせていただきます。

今年度は以上となりますので、これをもちまして終了させていただきます。

閉会